

性犯罪は被害者の尊厳を踏みにじる
重大な犯罪です。

加害者に罰を与えることは、
第二の被害者を出さないためにも大切なことです。
そのためにも、警察に届け出をしてください。

しかし、あなたがもし「今はつらくて話すことができない」
「そっとしてほしい」と思ったとしても、
それは当然のことです。

あなたの心身の回復のために、
無理がないように判断してください。

どんな状況であっても
あなたには責任はありません。
何をしても、しなくても
被害はあなたの責任ではありません。

悪いのは相手です。

**警察は全力で
あなたを守ります**

警察では

女性警察官が対応します。

事情聴取や病院への付添いなど、できる限り女性警察官が対応します。

病院の医療費は警察が負担します。

産婦人科での診察や、緊急避妊薬などの医療費を公費で支出する制度があります。

病院では、診察の他に加害者の体液や毛髪などの証拠を採取します。

事情聴取をします。

いつ、どこで、誰に、どのようなことをされたかなどを詳しく聞きます。
聞いた内容を調書にします。

証拠品を提出していただきます。

被害時に着ていた衣類等を提出していただきます（捜査・公判上の必要がなくなり次第、お返しすることとしています。）。

また、写真撮影等を行います。

実況見分の立会いをお願いすることがあります。

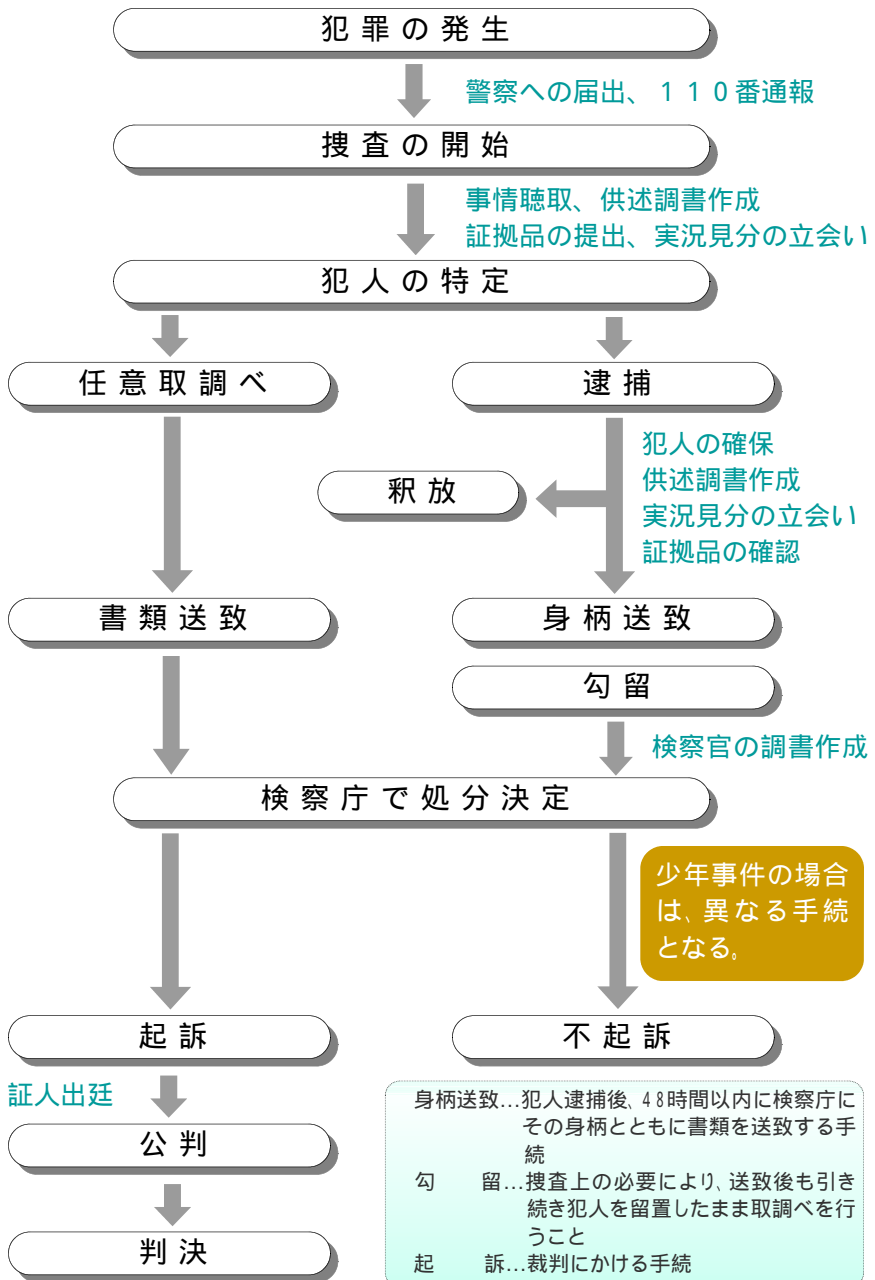
被害時の状況を明らかにするために、被害に遭った場所への同行や、当時の状況の説明をしていただきます。

カウンセリングを行います。

犯罪被害に遭われた方によく見られる反応や、回復に役立つこととお話します。

勇気を出して！！
悪いのはあなたじゃない！！

刑事手続の流れ



経済的支援制度

性犯罪被害に遭われた方に対する経済的支援制度があります。
(警察への届出が必要です。)

制度名	制度の内容
診察料等の補助制度	産婦人科で診察を受けた場合、診察料、処置料、緊急避妊薬等の費用を一部補助します。(原則として初回から3回目までの診察、処置、投薬に係る費用)
性感染症検査料の補助制度	5種類の性感染症の検査費用を補助します。 (被害届が必要)
人工妊娠中絶費の補助制度	犯罪により妊娠した場合、人工妊娠中絶費を補助します。 (被害届が必要)
診断書料の一部補助制度	犯罪捜査に必要な診断書料を補助します。
初診料等の一部補助制度	身体に負傷した場合の病院での初診料、処置料、検査費用等を一部補助します。 (上限 7,000円)
一時避難場所の確保に要する費用の一部補助制度	自宅が事件現場になるなど、被害直後、一時的に自宅から避難する費用を補助します。
犯罪被害給付制度	けがや精神疾患等で病院に通院した場合やPTSDなどの障害が残った場合、給付金が支給される場合があります。

精神的支援制度

警察では、犯罪に遭われた方の悩みや精神的負担を軽くするためのお手伝いをしています。被害に遭われた方や、そのご家族が、専門的な研修を受けた被害者支援カウンセラーや委嘱相談員(臨床心理士)によるカウンセリングを無料で受けることができます。

裁判では

被害者が特定できないように秘匿します。

裁判では、被害者の氏名は読み上げず、「被害者」「Aさん」などと呼ばれます。

調書を朗読する際も、氏名や住所は秘匿され、被害場所も可能な限り「市内」等と表現されます。

わいせつ行為の詳細は、傍聴席から分からないように、裁判官等が黙読する場合があります。

写真等は、被害者の目や顔が分からないように隠します。

証人尋問における精神的負担の軽減措置をします。

家族やカウンセラーなどが付き添うことができます。

被告人や傍聴席から見えないように「ついたて」を置く遮へい措置や、被告人と同じ場所にいることがつらい場合は、別室でモニターを通じて証人喚問を行うビデオリンク方式が利用できます。

裁判員裁判制度での裁判員の選任に当たっての配慮をします。

裁判員の選任に当たって知り合い等がないか確認できます。また、裁判員に個人の特定につながる住所、氏名、職業等を開示してほしくない旨要望できます。

裁判で利用できる制度

制度名	制度の内容
被害者参加制度	刑事裁判に参加して、被告人に対する質問や意見陳述などができます。 (ビデオリンク方式や遮へい措置が利用できます。)
被害者等通知制度	希望すれば 事件の処分結果 裁判結果 犯人の身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由 有罪裁判確定後の犯人に関する事項(出所時期等) などが通知されます。

犯罪被害者の心理的影響

自分自身が危険な経験をすると、つらく悲しい思いを抱き、そのために心身の不調を起こすことがあります。

こころの反応は、個人によって様々ですが、無力感や孤立感、激しい落ち込みや深い悲しみを感じることもあります。

家族の皆さんへ

もし、お子さんが被害に遭ったら

被害を打ち明けられたら、とまどうかもしれませんが、受け止めてください。

お子さんを責めないでください。

お子さんの声にフタをしないでください。

支える側の家族の皆さんにもサポートが必要になります。

お子さんにどのように接していいのか分からない場合は、ご相談ください。話すだけでも、気持ちが楽になることもあります。

相談窓口

兵庫県警察の相談窓口

被害者こころの電話（サポートセンター）

0120-338-274 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時45分

性犯罪被害110番（レディースサポートライン）

（078）351-0110 土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

各警察署 24時間対応

兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

NPO法人ひょうご被害者支援センター

（078）367-7833 火・水・金・土（除く祝日）午前10時から午後4時